県章

滋賀県公報

平成17年(2005年)
2月9日
第2446号
水曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告示
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医務薬務課) …… 109
道路区域の変更(道路課) …… 110
建築基準法施行規則に規定する区域の指定(建築課) …… 111
入札参加者に必要な資格等(広報課) …… 111
コンペ参加者に必要な資格等(広報課) …… 112
○ 公告
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) …… 113
コンペ公告(広報課) …… 114
○ 地域振興局公告
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告(湖南) …… 115
○ 教育委員会規則
※東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則(総務課) …… 115
※米原市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則(総務課) …… 116
○ 教育委員会告示
※滋賀県教科用図書採択地区の一部改正(学校教育課) …… 116
○ 公安委員会規則
※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) …… 117
○ 警察本部公告
平成16年度滋賀県警察官(県外B)採用試験合格者公告(警務課) …… 117

告示

滋賀県告示第79号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成17年2月9日

滋賀県知事　國松善次

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
大津赤十字病院	日本赤十字社滋賀県支部	大津市長等一丁目1−35	平成20. 1. 31
大津市民病院	大津市	大津市本宮二丁目9番9号	平成20. 1. 31
社会保険滋賀病院	社団法人全国社会保険協会連合会	大津市富士見台16−1	平成20. 1. 31
医療法人誠光会草津総合病院	医療法人誠光会	草津市上笠四丁目2番31号	平成20. 1. 31
守山市民病院	守山市	守山市守山四丁目14番1号	平成20. 1. 31
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	社会福祉法人恩賜財団滋賀県済生会	栗東市大橋二丁目4番1号	平成20. 1. 31

この公報は、再生紙を使用しています。

医療法人社団御上会野洲病院	医療法人社団御上会	野洲市小篠原1094番地	平成20. 1. 31
公立甲賀病院	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深３番39号	平成20. 1. 31
水口市民病院	甲賀市	甲賀市水口町貴生川293	平成20. 1. 31
独立行政法人国立病院機構滋賀病院	独立行政法人国立病院機構	八日市市五智町255	平成20. 1. 31
医療法人敬愛会山口病院	医療法人敬愛会	八日市市東本町8－16	平成20. 1. 31
蒲生町国民健康保険蒲生町病院	蒲生町	蒲生郡蒲生町大字桜川西340番地	平成20. 1. 31
近江八幡市民病院	近江八幡市	近江八幡市出町395番地	平成20. 1. 31
財団法人豊郷病院	財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町大字八目12番地	平成20. 1. 31
医療法人社団同仁会彦根中央病院	医療法人社団同仁会	彦根市西今町421番地	平成20. 1. 31
長浜赤十字病院	日本赤十字社滋賀県支部	長浜市宮前町14番７号	平成20. 1. 31
伊香郡病院組合立湖北総合病院	伊香郡病院組合	伊香郡木之本町大字黒田1221番地	平成20. 1. 31
公立高島総合病院	高島市	高島市勝野1667番地	平成20. 1. 31

滋賀県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成17年２月９日から平成17年２月23日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成17年２月９日

滋賀県知事　國　松　善　次

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	多賀永源寺線	神崎郡永源寺町大字蛭谷字石ヶ瀧129番２地先から 神崎郡永源寺町大字箕川字ハゲ66番１地先まで	変更後	最小 9.5ｍ ～ 最大 41.0ｍ	421.0ｍ	旧道の区域の廃止
			変更前	最小 9.5ｍ ～ 最大 41.0ｍ	421.0ｍ	
				最小 3.4ｍ ～ 最大 32.0ｍ	1,077.0ｍ	

滋賀県告示第81号

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項に規定する区域を次のとおり指定し、平成17年2月11日から施行する。

平成10年滋賀県告示第154号(建築基準法施行規則に規定する区域の指定)は、廃止する。

平成17年2月9日

滋賀県知事　國　松　善　次

滋賀県の区域のうち、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市および東近江市を除く区域

滋賀県告示第82号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、滋賀県特定調達契約の県政広報誌の新聞折込配布業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成17年2月9日

滋賀県知事　國　松　善　次

1　申請できる営業種目　県政広報誌の新聞折込配布業務

2　申請書類および配布開始時期

⑴　申請書類　次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　営業概要表

ウ　法人にあっては、登記簿謄本(発行後3月以内のものに限る。)またはその写し

エ　営業経歴書

オ　都道府県税および消費税に未納がないことを証する証明書(発行後1月以内のものに限る。)またはその写し

カ　財務諸表

キ　営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

⑵　配布開始時期　平成17年2月28日㈪

3　申請書類の受付期間　平成17年2月28日㈪から平成17年3月31日㈭まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合(以下「随時受付分」という。)は、この限りでない。

4　申請書類の配布・受付場所　滋賀県政策調整部広報課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1　TEL 077－528－3041

5　申請書類に使用する言語　日本語

6　入札に参加することができない者　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

7　入札に参加しようとする者に必要な資格の審査　入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　年間平均売上高

⑵　自己資本額

⑶　従業員数

⑷　経営比率

⑸　営業年数

8　資格審査の結果通知等　申請者には、競争入札等参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、競争入札等参加資格者名簿に登録する。

9　資格の有効期間および更新手続

⑴　資格の有効期間　平成17年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、随時受付分については、資格を有すると認めた日から平成19年3月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　⑴に示す有効期間の更新を希望する者は、平成19年2月に入札参加者に必要な資格等を告示により示す予定であるので、当該告示に基づき申請を行うこと。

滋賀県告示第83号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成７年政令第372号)第４条の規定に基づき、滋賀県特定調達契約の県政広報誌の印刷に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成17年２月９日

滋賀県知事　國　松　善　次

1　申請できる営業種目　県政広報誌の印刷業務

2　申請書類および配布開始時期

⑴　申請書類　次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　営業概要表

ウ　法人にあっては、登記簿謄本(発行後３月以内のものに限る。)またはその写し

エ　営業経歴書

オ　都道府県税および消費税に未納がないことを証する証明書(発行後１月以内のものに限る。)またはその写し

カ　財務諸表

キ　営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

ク　印刷機械設備一覧表

⑵　配布開始時期　平成17年２月28日㈪

3　申請書類の受付期間　平成17年２月28日㈪から平成17年３月31日㈭まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合(以下「随時受付分」という。)は、この限りでない。

4　申請書類の配布・受付場所　滋賀県政策調整部広報課　〒520－8577　大津市京町四丁目１－１　TEL 077－528－3041

5　申請書類に使用する言語　日本語

6　入札に参加することができない者　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４に規定する者に該当する者

7　入札に参加しようとする者に必要な資格の審査　入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　年間平均売上高

⑵　自己資本額

⑶　従業員数

⑷　経営比率

⑸　営業年数

8　資格審査の結果通知等　申請者には、競争入札等参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、競争入札等参加資格者名簿に登録する。

9　資格の有効期間および更新手続

⑴　資格の有効期間　平成17年４月１日から平成19年３月31日までとする。ただし、随時受付分については、資格を有すると認めた日から平成19年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　⑴に示す有効期間の更新を希望する者は、平成19年２月に入札参加者に必要な資格等を告示により示す予定であるので、当該告示に基づき申請を行うこと。

滋賀県告示第84号

県政広報誌の企画編集に係るコンペに参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成17年２月９日

滋賀県知事　國　松　善　次

1　申請できる営業種目　県政広報誌の企画編集

2　申請書類および配布開始時期

⑴　申請書類　次に掲げる書類を提出すること。
ア　参加資格審査申請書
イ　営業概要表
ウ　法人にあっては、登記簿謄本(発行後３月以内のものに限る。)またはその写し
エ　営業経歴書
オ　都道府県税および消費税に未納がないことを証する証明書(発行後１月以内のものに限る。)またはその写し
カ　財務諸表
キ　営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
⑵　配布開始時期　平成17年２月21日㈪
3　申請書類の受付期間　平成17年２月28日㈪から平成17年３月31日㈭まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合(以下「随時受付分」という。)は、この限りでない。
4　申請書類の配布・受付場所　滋賀県政策調整部広報課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1　TEL 077－528－3041
5　申請書類に使用する言語　日本語
6　コンペに参加することができない者
⑴　競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ないもの
⑵　次のいずれかに該当することとなった後、2年を経過しない者
ア　契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
イ　入札またはコンペの公正な執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑶　契約の履行に当たり⑵に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
7　コンペに参加しようとする者に必要な資格の審査　コンペに参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。
⑴　年間平均売上高
⑵　自己資本額
⑶　従業員数
⑷　経営比率
⑸　営業年数
8　資格審査の結果通知等　申請者には、参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、参加資格者名簿に登録する。
9　資格の有効期間および更新手続
⑴　資格の有効期間　平成17年４月１日から平成19年３月31日までとする。ただし、随時受付分については、資格を有すると認めた日から平成19年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　⑴に示す有効期間の更新を希望する者は、平成19年２月にコンペ参加者に必要な資格等を告示により示す予定であるので、当該告示に基づき申請を行うこと。

公　　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成17年2月9日

滋賀県知事　國　松　善　次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
八日市市緑町17－11 吉沢商事 代表　吉澤澄雄	八日市市東沖野三丁目字奥山1400－2、1458－22の一部、1753－4の一部	14,450.81㎡	平成17. 1.31	006209

コンペ公告

平成17年度における県政広報誌(滋賀プラスワン)の企画編集業務の委託契約について、次のとおりコンペを行うので、公告する。

平成17年2月9日

滋賀県知事　國　松　善　次

1　コンペに付する事項

⑴　委託業務名および数量　県政広報誌(滋賀プラスワン)の企画編集業務　一式

⑵　委託業務の内容等　コンペ仕様書による。

2　コンペに参加する者に必要な資格

⑴　コンペ参加者に必要な資格等(平成17年滋賀県告示第84号)6の規定に該当しない者であること。

⑵　滋賀県物品関係指名等停止基準、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

⑶　コンペ参加者に必要な資格等(平成16年滋賀県告示第63号)またはコンペ参加者に必要な資格等(平成17年滋賀県告示第84号)に規定する資格を有すると認められて、コンペ参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たにコンペに参加する資格を得ようとする者は、3⑴に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

⑷　コンペ仕様書に示す専任スタッフを有していること。

⑸　この公告に示した業務またはこれと同等の業務について相当期間の請負等の実績を有する者であること。

3　コンペ執行の日時、場所等

⑴　提案作品の提出場所、コンペ仕様書の交付場所および問い合わせ先　滋賀県政策調整部広報課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1　TEL 077－528－3041

⑵　コンペ仕様書の交付方法　コンペ仕様書は、⑶に示すコンペ説明会以後、⑴に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

⑶　コンペ説明会の日時および場所　平成17年2月21日㈪14時　滋賀県庁新館2階広報対談室

⑷　提案作品の提出期限　平成17年3月25日㈮17時

⑸　プレゼンテーションの日時および場所　⑷に示す提出期限以後に指定する。

4　コンペ審査および作品決定の方法　コンペ仕様書に示した要件を満たしていると滋賀県が認めた提案作品についてプレゼンテーションを実施した後、企画編集審査会の審査により1作品を決定する。

5　コンペに使用する言語　日本語

6　その他　詳細は、コンペ仕様書による。

7　Summary

⑴　Nature and quantity of the services required：The planning and editing work for a monthly prefectual newspaper, 1 set

⑵　Date and location of explainatory meeting：14：00, 21 February 2005 Shiga prefectual building Shinkan (4－1－1 Kyomachi, Otsu-city) 2F kouhoutaidanshitsu room

⑶　Deadline for tender：17：00, 25 March 2005

⑷　For further information, contact：Public Relation Division, Shiga Prefectural Government, 4－1－1 Kyomachi,

Otsu-city, Shiga 520－8577 Japan TEL 077－528－3041

地域振興局公告

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成17年2月9日

滋賀県湖南地域振興局長　重野良寛

業種	記号・番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第15－7－0779号	平成13. 2.26 ～ 平成18. 1.27	守山市伊勢町195 園田良枝	平成17. 1.21

教育委員会規則

東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年2月9日

滋賀県教育委員会委員長　髙橋啓子

滋賀県教育委員会規則第3号

東近江市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正)

第1条　滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1八日市高等学校の項および八日市南高等学校の項を削り、同表安曇川高等学校の項の次に次のように加える。

八日市高等学校	全日制の課程	普通科	
八日市南高等学校	全日制の課程	農業	農業技術科
			食品流通科
			緑地デザイン科

別表第2八日市養護学校の項を削り、同表新旭養護学校の項の次に次のように加える。

八日市養護学校	小学部	
	中学部	
	高等部	普通科

(滋賀県立中学校および高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条　滋賀県立中学校および高等学校の通学区域に関する規則(昭和33年滋賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2湖東通学区域の項中「八日市市」を「東近江市」に改める。

別表第4八日市南高等学校の項を削り、同表安曇川高等学校の項の次に次のように加える。

八日市南高等学校	農業	同

付　則

この規則は、平成17年2月11日から施行する。

米原市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年2月9日

滋賀県教育委員会委員長　髙　橋　啓　子

滋賀県教育委員会規則第4号

米原市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正)

第1条　滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1日野高等学校の項から伊吹高等学校の項までを削り、同表八日市南高等学校の項の次に次のように加える。

伊吹高等学校	全日制の課程	普通科
日野高等学校	全日制の課程	総合学科
能登川高等学校	全日制の課程	普通科
愛知高等学校	全日制の課程	普通科

(滋賀県立中学校および高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条　滋賀県立中学校および高等学校の通学区域に関する規則(昭和33年滋賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2湖北通学区域の項中「長浜市」を「長浜市
米原市」に改める。

別表第3坂田調整通学区域の項中「坂田郡全地域」を「米原市・坂田郡全地域」に改める。

付　則

この規則は、平成17年2月14日から施行する。

教　育　委　員　会　告　示

滋賀県教育委員会告示第2号

昭和39年滋賀県教育委員会告示第1号(滋賀県教科用図書採択地区)の一部を次のように改正する。

平成17年2月9日

滋賀県教育委員会委員長　髙　橋　啓　子

表第3地区の部八日市市の項中「八日市市」を「東近江市」に改め、同部神崎郡の項中「永源寺町　五個荘町　能登川町」を「能登川町」に改め、同表第4地区の部および第5地区の部を次のように改める。

第4地区	彦根市	
	愛知郡	秦荘町　愛知川町
	犬上郡	豊郷町　甲良町　多賀町
	長浜市	

第５地区	米原市	
	坂田郡	近江町
	東浅井郡	浅井町　虎姫町　湖北町　びわ町
	伊香郡	高月町　木之本町　余呉町　西浅井町

付　則

この告示は、平成17年２月11日から施行する。ただし、表第４地区の部および第５地区の部の改正規定(同表第５地区の部に係る部分に限る。)は、同月14日から施行する。

公　安　委　員　会　規　則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年２月９日

滋賀県公安委員会委員長　　森　　美和子

滋賀県公安委員会規則第５号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第１号)の一部を次のように改正する。

別表の４警察官駐在所の表滋賀県大津警察署の部上田上警察官駐在所の項を次のように改める。

上田上警察官駐在所	大津市平野一丁目18番１号	大津市のうち 平野一丁目から同三丁目まで、上田上中野町、大鳥居、上田上芝原町、芝原一丁目、同二丁目、上田上堂町、堂一丁目、同二丁目、新免一丁目、同二丁目、中野一丁目から同三丁目まで、上田上新免町、上田上牧町、牧一丁目から同三丁目まで、上田上平野町、上田上桐生町、桐生一丁目から同三丁目まで、松が丘一丁目から同七丁目まで、青山一丁目から同八丁目まで

付　則

この規則は、平成17年２月11日から施行する。

警　察　本　部　公　告

平成16年度滋賀県警察官(県外Ｂ)採用試験合格者公告

平成17年１月27日開催の滋賀県人事委員会において決定された平成16年度滋賀県警察官(県外Ｂ)採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成17年２月９日

滋賀県警察本部長　　上　山　國　隆

[石川県]

6061　6063　6065　(以上３人)

[福井県]

15　35　(以上２人)

[熊本県]

955052　955054　957010　(以上３人)

[宮崎県]

2077　(以上１人)

[鹿児島県]

2010　(以上１人)

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号
印　刷　㈲ハン六タイプ　大津市中央一丁目６番21号
購読料　１箇年　27,600円